

道民の森指定管理者の管理目標達成状況【令和5年度(2023年度)】

道民の森指定管理者 (一財)北海道森林整備公社 (道民の森管理事務所)

指定期間 令和4年度から令和8年度まで (2022年度から2026年度まで)	指標値					達成度評価【R5(2023)】							評価比率	評価点	
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	実績				基礎点	ウエイト	項目点			
						第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期						
利用促進															
① 来園者数の増加	152,000	168,000	184,000	200,000	200,000	34,970	56,257	11,864	-	0	0.2	0	0.5	2	
						103,091									
② 有料施設利用者数の増加	27,500	28,100	28,700	29,300	30,000	3,122	13,159	1,028	-	0	0.2	0			
						17,309									
③ 小中学校・高校等団体利用者数の増加	8,400	8,550	8,700	8,850	9,000	332	3,741	203	-	0	0.2	0			
						4,276									
④ 催事参加者数の増加	14,250	14,450	14,650	14,850	15,000	11,058	4,190	141	10,727	10	0.2	2			
						26,116									
⑤ ホームページへのアクセス件数	113,100	113,600	114,100	114,600	115,000	35,624	47,013	13,315	20,555	10	0.1	1			
						116,507									
⑥ PR活動件数	60	60	60	60	60	34	19	4	4	10	0.1	1			
						61									
安全かつ快適な利用環境の提供															
⑦ 職員の資質向上を図るための研修	16	16	16	16	16	12	2	2	-	10	0.5	5	0.1	1	
						16									
⑧ 施設内及び駐車場における日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、施設利用者による事故発生件数を年間1件以下とする。	1	1	1	1	1	0	1	0	-	10	0.5	5			
						1									
住民等との協働推進															
⑨ 住民ボランティアによる施設の維持運営への協力団体数	8	8	8	8	8	6	2	0	1	10	1.0	10	0.1	1	
						8									
利用者満足度の向上															
⑩ 指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を80%以上とする	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上				92.8	10	0.7	7	0.3	3	
⑪ 催事事業に関するアンケート調査で満足と回答した参加者の割合を80%以上とする	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上				94.9	10	0.3	3			

・評価対象年度の実績値が目標値を上回る場合は、基礎点数は上限の10点とする。
 ・調整点 目標設定時点では到底予測できなかった特殊事情のため、目標達成できなかった場合に限り、評価点を調整して加点を行う。調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の一割程度の1.0点を加点する。

計	7.0
理由	調整点
評価	計
C	7.0

基礎点
 1 利用者数の増加等に関する指標の場合 (①~④)

$$\frac{(\text{当該年度実績値} - \text{基準年度指標値})}{(\text{当該年度指標値} - \text{基準年度指標値})} \times 10$$

 2 利用者満足度の向上(⑤~⑦、⑨~⑪)

$$\frac{\text{当該年度実績値}}{\text{当該年度指標値}} \times 10$$

 3 事故発生件数(⑧) 0~1=10点 2件=8点 3件=5点 4件以上=0点

評価点の合計	評価	考え方
10.0~9.0点	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9~8.0点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
7.9~7.0点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取り組み方法等の検討を要する。
6.9~5.0点	D	目標達成への課題や取り組みについて検証を行い、取り組みの見直し等を要する。
4.9~0点	E	業務が著しく不良であり、道が改善指示を行う。指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う